

「一つの大きな美しい法案(OBBBA)」による脱炭素関連減税見直しの概要

東京海上ディーアル株式会社 経営企画部兼ビジネスリスク本部 上級主席研究員 柴田 慎士
協力：東京海上 dR「GX の産業界への影響と対応」研究プロジェクトメンバー

脱稿日：2025 年 7 月 21 日

2025 年 7 月 4 日、米国トランプ大統領は、「一つの大きな美しい法案（“the One Big Beautiful Bill Act”、以下「OBBBA」）に署名し、同法案が成立しました。

OBBBA では、2017 年のトランプ第 1 期政権下で発効した減税措置（いわゆるトランプ減税）の恒久化をはじめとする減税に注目が集まっています。その一方で、OBBBA には、減税等による歳入減に伴う財政赤字拡大を埋め合わせるほどの規模ではないものの、歳出削減や歳入確保を図る条項もあります。

その一つが脱炭素関連の支援策の早期終了・打ち切りです。その多くがバイデン政権期の 2022 年に成立したインフレ抑制法（IRA）による税額控除の見直しであり、米国の脱炭素関連市場への影響は大きなものがあります。本稿ではそのような OBBBA による脱炭素関連減税の見直しについて概説します。

図表 1. OBBBA による脱炭素関連税額控除見直しの概要（当社作成）

分類	IRC 条文	項目	改正概要	主な対象
クリーン ビークル (CV)	25E	クリーン自動車（中古）に係る税額控除	早期終了	バッテリー式電気自動車（BEV）、プラグ インハイブリッド車（PHEV）、燃料電池 車（FCV）等
	30D	クリーン自動車（新車）に係る税額控除	早期終了	
	45W	クリーン自動車（商用リース）に係る税額控除	早期終了	
電力	30C	代替燃料車用充電設備に係る投資税額控除	早期終了	EV充電ステーション、水素燃料供給設備
	45U	ゼロエミッション原子力発電に係る税額控除	早期終了 (影響軽微)	既存原子力発電所、小型モジュール炉
	45Y	クリーン電力に係る生産税額控除	一部早期終了 制限追加	風力・太陽光発電、地熱発電、原子力発電
	48E	クリーン電力投資税額控除	一部早期終了 制限追加	風力・太陽光発電設備、エネルギー貯蔵技 術、燃料電池
水素 ・クリーン 燃料	45V	クリーン水素に係る生産税額控除	早期廃止 制限追加	クリーン水素
	45Z	クリーン燃料に係る生産税額控除	延長 制限追加	バイオ燃料、持続可能な航空燃料 (SAF)、再生可能ディーゼル
CCUS・脱 炭素関連 サプライ チェーン	45Q	炭素隔離に係る税額控除	一部控除引上げ 制限追加	炭素回収・貯留設備、直接空気回収技術
	45X	先進製造業の生産税額控除	一部早期廃止 制限追加	太陽光パネル、風力タービン部品、バッテリー 部品、半導体

1. クリーンビークル（CV）関連の税額控除見直し

OBBBA による脱炭素減税見直しで最も注目されているのがクリーンビークル（CV）関連の税額控除（25E、30D、45W）の早期終了です。IRA では 2032 年末までに取得した車両に対して新車で最大 7500 ドル、中古車でも最大 4000 ドルの税額控除が認められていました。クリーンビークル（CV）には、バッテリー式電気自動車（BEV）、プラグインハイブリッド車（PHEV）、燃料電池車（FCV）等が含まれます。

OBBBA による見直しにより、新車・中古車・商用リース車いずれも 2025 年 9 月末までで税額控除が打ち切られることになりました。また、合わせて自宅等に CV 等用の充電ステーション等を整備した際の投資税額控除も 2026 年 6 月までに供用開始した資産までで早期終了することとなっています。

図表 2. クリーンビークル（CV）関連の税額控除の主な改正内容（当社作成）

IRC 条文	項目	改正概要	主な対象	現行規定	主な改正内容
25E	クリーンビークル（中古）に係る税額控除	早期終了	BEV、PHEV、FCV 等	・2032 年末までに取得した車両に適用	・2025 年 9 月末までに取得した車両に適用
30D	クリーンビークル（新車）に係る税額控除	早期終了		・2032 年末までに取得した車両に適用	・2025 年 9 月末までに取得した車両に適用
45W	クリーンビークル（商用リース）に係る税額控除	早期終了		・2032 年末までに取得した車両に適用	・2025 年 9 月末までに取得した車両に適用
30C	代替燃料車用充電設備に係る投資税額控除	早期終了	EV 充電ステーション、水素燃料供給設備	2032 年末までに供用開始した資産に適用	・2026 年 6 月末までに供用開始した資産に適用

バイデン政権は 30 年に乗用車の新車販売台数の 50% を CV とすることを目標として掲げ（トランプ大統領は OBBBA とは別にこの目標を廃止する大統領令にも署名済）、CV 関連の税額控除は、IRA における目玉政策の一つでもありました。それに対して、トランプ政権は政権発足直後に署名された[大統領令](#)から電気自動車（EV）への補助金等の見直しを推進することを表明してきましたが、OBBBA にてそれが実現した形となります。

別途、2025 年から 2028 年までの新車ローン（ただし、CV に限らず全車両に適用）について最大 1 万ドルの利子控除が適用されることとなったものの、OBBBA による見直しは米国における EV 需要の下押し圧力となることは間違いありません。既に需要の減少を見越して、日本企業を含め多くの自動車メーカーが米国における EV 等の生産・開発計画を縮小するなどの影響がでていますが、今後、バッテリーをはじめとする関連するサプライチェーンも含めて一層の影響を及ぼすものと考えられます。

2. 電力関連の税額控除見直し

電力関連では見直しの影響が最も大きいのは風力・太陽光発電に係る生産税額控除・投資税額控除（45Y、48E）の早期終了です。OBBBA により生産税額控除・投資税額控除の対象となる風力・太陽光発電施設は「1 年以内に建設開始され、2027 年末までに使用開始した施設」とされました。IRA では生産税額控除・投資税額控除とともに最短でも 2032 年までに建設開始された施設まで認められていたことに鑑みると、大幅な対象の縮小となりました。

他方で、ゼロエミッション原子力発電に係る税額控除(45U)に関しては、後述の PFE 等への適用制限が付されたのみの軽微な見直しにとどまりました。これには、2025 年 5 月に関連する大統領令を 4 本発表するなど、原子力産業の活性化に積極的なトランプ政権の姿勢が反映されているものと考えられます。

図表 3. 電力関連の税額控除の主な改正内容（当社作成）

IRC 条文	項目	改正概要	主な対象	現行規定	主な改正内容	PFE等への適用制限
45U	ゼロエミッション原子力発電に係る税額控除	早期終了 影響軽微	既存原子力発電所、小型モジュール炉	・2032年末までに建設開始された施設に適用	-	・法案成立後の課税年度からSPEは控除対象外 ・法案成立から2年後以降の課税年度からFIEも控除対象外 ・SPEへの控除の譲渡は禁止
45Y	クリーン電力に係る生産税額控除	一部 早期終了 制限追加	風力・太陽光発電 地熱発電 原子力発電	・2032年または排出量削減目標達成年度のいずれか遅い方の翌年以降に建設開始する施設から控除漸減	・2034年以降に建設された発電設備に関しては控除漸減 ・風力、太陽光は法案成立後1年以内に建設開始され、2027年末までに使用開始した施設に適用	上記に加えて、 ・2025年より後に建設開始する施設で、PFEからの「重要な支援」を受けるものは対象外。 ・「重要な支援」に該当するか否かは、税法上の総原価に占めるPFEにより採掘・生産・製造されたものの割合（material assistance cost ratio、重要支援コスト比率）によって判定される。
48E	クリーン電力投資税額控除	一部 早期終了 制限追加	風力・太陽光発電設備 エネルギー貯蔵技術 燃料電池	・2032年または排出量削減目標達成年度のいずれか遅い方の翌年以降に建設開始する施設から控除漸減	・風力、太陽光は法案成立後1年以内に建設開始され、2027年末までに使用開始した施設に適用 ・国内調達要件の強化（2025年6月16日以降の建設開始プロジェクトは45%、以降年々増加）	か否かは、税法上の総原価に占めるPFEにより採掘・生産・製造されたものの割合（material assistance cost ratio、重要支援コスト比率）によって判定される。

また、電力関連の税額控除全般に禁止外国事業体（PFE、Prohibited Foreign Entity）に対する適用に制限がかけられました。PFE は大きく指定外国事業体（SPE、Specified Foreign Entity）と外国影響下事業体（FIE、Foreign-Influenced Entity）の 2 つに分類されます。SPE は 2021 年度国防授權法で定義された「懸念される外国の事業体」（Foreign Entity of Concern）等、北朝鮮、中国、ロシア、イランの政府に保有・支配・影響された事業体等のことを指し、FIE は SPE と資本関係があるなど密接な関係のある事業体のことを指します。OBBBA では PFE を税額控除の対象外とする他、クリーン電力にかかる生産・税額控除では PFE から重要な支援を受けた 2025 年より後に建設開始する施設も税額控除の対象外とされました。

3. クリーン水素・クリーン燃料の税額控除見直し

化石燃料に代わる次世代の燃料として注目されるクリーン水素とクリーン燃料（バイオ燃料等）については明暗が分かれ、クリーン水素については生産税額控除（45V）の終了時期が大幅に前倒しになる一方で、クリーン燃料等に係る生産税額控除（45Z）は期限が延長されました。

図表 4. クリーン水素・クリーン燃料の税額控除の主な改正内容（当社作成）

IRC 条文	項目	改正概要	主な対象	現行規定	主な改正内容	PFE等への適用制限
45V	クリーン水素に係る生産税額控除	早期廃止 制限追加	クリーン水素	・2032年末までに建設開始された設備による生産に適用	・2027年末までに建設開始された設備による生産に適用	・法案成立後の課税年度から指定外国事業体は対象外 ・法案成立から2年後以降の課税年度から外国影響下事業体も対象外 ・指定外国事業体への控除の譲渡は禁止
45Z	クリーン燃料に係る生産税額控除	延長 制限追加	バイオ燃料、持続可能な航空燃料(SAF)、再生可能ディーゼル	・2027年末までの生産販売について適用	・2029年末までの生産販売について適用 ・米国・カナダ・メキシコ産以外の原料使用時の制限の導入	

クリーン水素についてはIRAでは2032年末までに建設開始された設備による生産に対して生産税額控除が認められていました。クリーン水素には、再生可能エネルギーによって製造する「グリーン水素」や天然ガスによって製造するものの排出されるCO₂を炭素回収貯留（CCS）で回収する「ブルー水素」等が含まれます。

OBBBA 成立により、クリーン水素に係る生産税額控除は、対象が2027年末までに建設開始された施設に限定され、IRAから5年間短縮されることになりました。なお、上院の財政委員会の当初案では2025年末までの建設が要件とされていたので、直前のタイミングで2年間の猶予が与えられたとも言えますが、日本企業も米国でのクリーン水素製造プロジェクトに参画しており、また、米国産のクリーン水素とCO₂から合成メタンを製造し日本に輸入するプロジェクトも検討されていることから、影響が懸念されます。また、電力同様に税額控除全般にPFEに対する適用制限が付されています。

他方で、クリーン燃料（バイオ燃料・SAF・再生可能ディーゼル等）に対する生産税額控除（45Z）については、IRAでは2027年末までに生産・販売された燃料を対象としたものだったのに対して、2029年末までに生産・販売された燃料を対象とするものに、支援が延長されています。

脱炭素関連の支援策が軒並み早期終了・打ち切りされる中、クリーン燃料が優遇された形となったわけですが、その目的はバイオ燃料およびその原料である米国産穀物の需要喚起にあると指摘されています。バイオ燃料の代表であるバイオエタノールは、米国内のE10ガソリン（10%混合）の普及で需要が頭打ちとなっています。また、バイオ燃料の原料となる米国産穀物についても米中対立を背景に中国への輸出が減少しています。今般のクリーン燃料に係る生産税額控除が需要の喚起にどれほどつながるかは不透明ですが、関連事業者等への実質的な支援として機能するものと考えられます。

4.CCUS（炭素隔離）・脱炭素関連サプライチェーンの税額控除見直し

CCUS（炭素隔離）に関する税額控除(45Q)は、IRA で認められていた期限である 2032 年末までに建設開始された施設への適用が維持された上で、従前低かった EOR（原油増進回収）等の税額控除率が CCS(炭素回収貯留)と同水準まで引き上げられました。また、電力・クリーン水素・クリーン燃料と同様に税額控除全般に PFE に対する適用制限が付されています。

脱炭素関連サプライチェーン（太陽光パネルや風力タービンの部品等）に係る生産税額控除（45X）については、太陽光パネルやバッテリー部品に関わる税額控除は IRA で認められていた期限（2032 年までに生産・販売された資産について適用）が維持されたものの、風力関連部品は 2027 年末までに期限が短縮されました。さらに、PFE に対する適用制限については、PFE からの材料調達に上限が設けられ、段階的に上限が減少するなど、厳しい制限が付されています。

図表 5. CCUS（炭素隔離）・脱炭素関連サプライチェーンの税額控除の主な改正内容（当社作成）

IRC 条文	項目	改正概要	主な対象	現行規定	主な改正内容	PFE等への適用制限
45Q	炭素隔離に係る税額控除	一部控除 引上げ 制限追加	炭素回収・貯留設備、直接空気回収技術	・2032年末までに建設開始された施設に適用	・従前低かったEOR（原油増進回収）等の控除率をCCS（炭素回収貯留）と同等に引き上げ	・法案成立後の課税年度から指定外国事業体は対象外・法案成立から2年後以降の課税年度から外国影響下事業体も対象外 ・指定外国事業体への控除の譲渡は禁止
45X	先進製造業の生産税額控除	一部早期 廃止・制 限追加	太陽光パネル、風力タービン、バッテリー部品、半導体	・2032年までに生産・販売された資産について適用、2030年以降控除漸減	・風力関連部品は 2027年末 までに生産・販売された資産に適用 ・重要鉱物は2030年末まで控除漸減なし、2031年以降控除漸減し2033年末で終了 ・冶金用石炭を重要鉱物に追加（税率2.5%）	上記に加え、 ・PFEからの材料調達に段階的な上限を設定： 例）太陽光パネル（2026年50%→2030年以降15%）

執筆コンサルタントプロフィール

柴田 慎士

経営企画部 兼 ビジネスリスク本部 上級主席研究員

[東京海上 dR GX レポート一覧へ](#)